

12 この保険にかかる認定投資者保護団体は社団法人生命保険協会です

■認定投資者保護団体とは、金融商品取引法および関係法令により定められた商品の取引にかかる消費者の苦情の解決や、争いがある場合のあっせんを行う民間団体です。

13 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合、すみやかにご連絡ください。
- 死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当する事がありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などで十分にご確認ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

14 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

 **0120-876-126**

ハッピーになろう ダイチフロンティア

営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

生命保険のご契約に関する苦情・ご相談につきましては
第一フロンティア生命お客さま相談室<TEL:03-6863-6320>へご連絡ください。

社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（生命保険協会ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>）
また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1ヶ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っております。

[募集代理店]

[引受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社

〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10

晴海トリトンスクエア X棟15階

電話 (03) 6863-6211(大代表)

お客さまサービスセンター  **0120-876-126**

営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

'09年4月版

© C20F0236 (H21.2.3) 商品F0336-03 '09年3月作成 リ

[引受保険会社]

 第一フロンティア生命
第一生命グループ

契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)

この書面は、保険業法に基づき、ご契約の締結前にお客さまに交付することが義務付けられている「契約締結前交付書面」であり、「契約概要」と「注意喚起情報」の2部で構成されています。

プレミアステップ↑

年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険



この書面は十分にお読みください

- 「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。また、「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。
- この「契約概要」「注意喚起情報」のほか、給付金などのお支払事由またはお支払いできない場合などの詳細やご契約の内容に関する事項、ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。また、資産運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、こちらもあわせてご確認ください。

1 引受保険会社の商号と住所などは以下のとおりです

■商号 第一フロンティア生命保険株式会社
■住所 〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10 晴海トリトンスクエアX棟15階

■電話 03-6863-6211(大代表)
■ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険のポイントは以下のとおりです

■この保険は、**つぎのいずれか大きい金額に基づき、年金支払開始日に年金額を定めるしくみ**の保険料一時払方式の変額年金保険です。資産は特別勘定で運用されます。

①年金支払開始日の前日末の特別勘定の運用実績により増減する**積立金額**

②**年金原資保証金額**(※1)

(※1) **年金原資保証金額**

最低受取保証額(※2)に運用期間に応じた一定額を加算(運用期間が11年～20年の場合に限ります。)した金額をいいます。

(※2) **最低受取保証額(正式名称:運用実績連動保証金額)**

死亡給付金額および年金原資額が最低保証される金額をいい、基本保険金額(一時払保険料相当額)にステップアップ保証率(※3)を乗じた金額となります。(運用期間が10年を超える場合、年金原資保証金額について最低受取保証額に運用期間に応じた加算があります。)

(※3) **ステップアップ保証率(正式名称:運用実績連動保証率)**

保険契約締結の際は100%とし、基本保険金額に対する積立金額の割合を毎日判定し、110%以上の10%ごとの率に到達することにその10%ごとの率に引き上ります。(ステップアップします。)なお、ステップアップ保証率が下がることはなく、また上限もありません。

■この保険の年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。年金額は、年金原資額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。なお、年金支払開始日以後は、一般勘定にて資産の運用を行い、年金受取期間中は年金額が変動せず一定となります。

■死亡給付金額は最低受取保証額、年金原資額は年金原資保証金額が最低保証されます。ただし、運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。(「運用期間中年金支払移行特約」により年金移行する場合においても、年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。)年金原資額が保証されるのは運用期間満了時のみとなります。

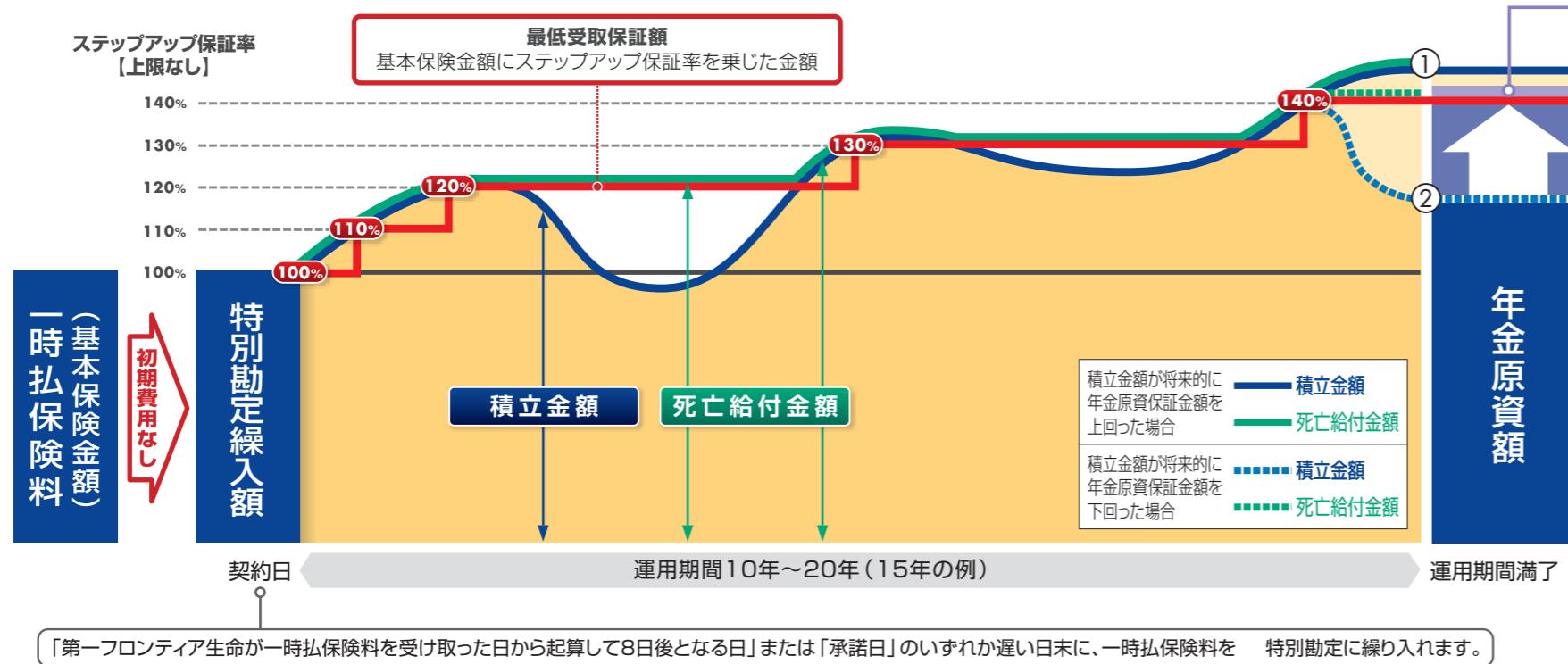
■なお、この保険は生命保険であり、預金または投資信託などではありません。

<投資リスク>

この保険は、**国内外の株式・債券や外国不動産投信などで運用しており、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

3 この保険のしくみ図は以下のとおりです

■下記のしくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額や積立金額などを保証するものではありません。
(運用期間15年:ステップアップ保証率が140%に到達した場合)



運用期間に応じて加算される額:基本保険金額×運用期間ごとに定める率
[運用期間ごとに定める率]

運用期間	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
率	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%

運用期間が10年の場合、運用期間に応じて加算される額はありません。

■**ケース①**
積立金額が年金原資保証金額を上回って運用期間満了を迎えたとき
年金原資額 = 積立金額

■**ケース②**
積立金額が年金原資保証金額を下回って運用期間満了を迎えたとき
年金原資額 = 年金原資保証金額

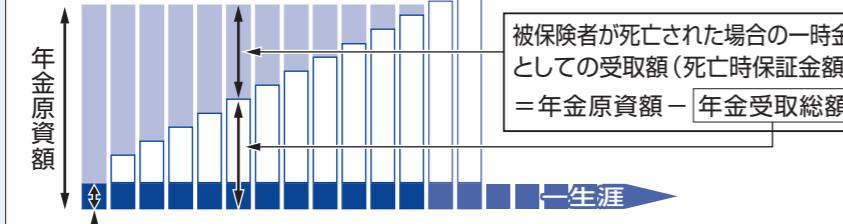
■**年金受取**
多様な受取方法から選択できます
年金受取期間

■**一括受取**
(確定年金を選択していた場合、年金原資額の)
(一時支払を選択できます。)

4 この保険では、年金または死亡給付金をお支払いします

年金

■年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

	年金の種類	年金受取開始年齢(※)
確定年金	一定期間、年金をお受け取りいただけます。年金受取期間は、3年～7年(1年きざみ)、10年～40年(5年きざみ)から選択できます。 	10歳～90歳 ※年金受取期間の満了日は、被保険者の満年齢が105歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。(年金受取開始年齢十年金受取期間≤105歳)
死亡時保証金額付終身年金	被保険者が生存している限り、一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。  年金原資額 毎回の年金額 被保険者が死亡された場合の一時金としての受取額(死亡時保証金額)=年金原資額 - 年金受取総額 一生涯	50歳～90歳
10年保証期間付終身年金	被保険者が生存している限り、一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。  保証期間10年 一生涯 保証期間中に被保険者が死亡された場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受け取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。 *早期に被保険者が死亡された場合、年金受取総額が年金原資額を下回る可能性があります。	50歳～90歳
一括受取(年金原資額の一時支払)	 確定年金を選択していた場合、年金原資額の一時支払を選択できます。(終身年金を選択されている場合には、年金支払開始日前に年金の種類を確定年金に変更する必要があります。)	

※年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

注1.年金額は、年金原資額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など(予定期率、予定死亡率など)に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。

2.年金額が30万円に満たない場合は、年金のお受取りにかえて、年金原資額をご契約者にお支払いします。

3.確定年金の場合、年金のお受取りにかえて、年金受取期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます。(未払年金の一括払)

4.死亡時保証金額付終身年金の場合、年金のお受取りにかえて、死亡時保証期間の最後の年金支払の前に限り、残存期間の未払年金に対応する責任準備金を一括でお受け取りいただくことができます。(未払年金の一括払)この場合、死亡時保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、未払年金の一括払を受けた後に被保険者が死亡された場合および死亡時保証期間経過後に被保険者が死亡された場合はこの契約は消滅し、死亡時保証金額の支払いはありません。

5.10年保証期間付終身年金の場合、年金のお受取りにかえて、保証期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます。(未払年金の一括払)この場合、保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、10年保証期間経過後に被保険者が死亡された場合にはこの契約は消滅します。

6.年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。(後継年金受取人が指定されていない場合は、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。)

死亡給付金

■被保険者が、年金支払開始日前に死亡された場合、被保険者が死亡した日末における積立金額または最低受取保証額のいずれか大きい金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。

*責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺などの場合、死亡給付金をお支払いできないことがあります。詳しくは「注意喚起情報」P11[4]および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

*運用期間が10年を超える契約の場合、年金原資額について最低受取保証額を超える金額が最低保証されますが、死亡給付金の最低保証額は運用期間に応じて加算される額がないため、最低受取保証額と同額になります。そのため、死亡給付金額は年金原資保証金額(年金原資の最低保証額)を下回ることがあります。

5 運用期間、契約年齢、保険料払込方法などは、以下のとおりのお取扱いとなります

基本保険金額(一時払保険料)	200万円以上5億円以下(1万円単位) *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。	
運用期間	10年～20年から選択(年金受取開始年齢(=契約年齢+運用期間)の上限は90歳となります。)	
契約年齢	0歳～80歳(契約日における被保険者の満年齢)	
年金受取人	保険契約者または被保険者から指定	
死亡給付金受取人	被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定	
後継年金受取人	被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみ指定できます。	
年金種類の変更	年金支払開始日前に限り、年金種類の変更(確定年金、死亡時保証金額付終身年金および10年保証期間付終身年金いずれかへの変更)を取り扱います。	
年金受取期間の変更	年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います。(確定年金のみ)	
年金支払開始日の変更	取り扱いません。 *「運用期間中年金支払移行特約」の付加により1年経過後、任意の時期からの年金受取開始を取り扱います。	
保険料の払込方法	一時払のみ取り扱います。	
解約	解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。	
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が200万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。 減額後の最低受取保証額は、減額後の基本保険金額にステップアップ保証率を乗じた金額となります。
契約者貸付	取り扱いません。	

基本保険金額(一時払保険料)、運用期間、年金の種類など、具体的なご契約の内容につきましては、「申込書」にご記入いただきますので、お申込みの際には、この「契約概要」と「申込書」にて、ご契約内容を必ずご確認ください。

6 この保険には付加できる特約があります

死亡給付金の年金払特約	<ul style="list-style-type: none"> ■この特約を付加することにより、死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 ■この特約は、ご契約時に付加できます。また、年金支払開始日前で死亡給付金の支払事由の発生前に限り、ご契約者のお申出により付加できます。 ■特約年金の受取回数は、この特約のお申込時に所定の回数（5回、10回、15回、20回、25回、30回、35回、40回）から選択いただけます。
運用期間中年金支払移行特約	<ul style="list-style-type: none"> ■この特約を付加することにより、運用期間中に年金支払に移行することができます。 ■この特約は、契約日から起算して1年以上経過している場合で年金支払開始日前に限り、ご契約者からのお申出により付加できます。 ■特約年金の種類は、主契約の年金の種類と同様です。【P3 ④をご覧ください】

注1.特約年金額は、「死亡給付金の年金払特約」の場合は死亡給付金額、「運用期間中年金支払移行特約」の場合は特約年金支払開始日の前日末の解約返還金額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など(予定期率、予定死亡率など)に基づいて計算され算出されますので、特約年金支払開始日まで確定しません。

2.受取人は、特約年金の受取期間中、将来の特約年金のお受取りにかえて、特約年金の未払分の現価の一時支払を請求いただくことも可能です。

3.「死亡給付金の年金払特約」を付加した場合、特約年金の支払回数については、特約年金受取人全員が同一となります。また、支払事由発生前に限り、ご契約者からのお申出により特約年金の支払回数は変更可能です。なお、特約年金額の最低額は受取人一人あたり30万円で、これに満たない場合は、特約年金にかえて一時金にてお支払いします。

4.特約年金額が30万円に満たない場合は、「運用期間中年金支払移行特約」の付加は取り扱いません。

7 この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません

8 運用期間中にご契約を解約した場合、解約返還金が支払われます

- 解約返還金額は、特別勘定の運用実績により変動（増減）します。
- ご契約後10年未満で解約する場合、解約控除が差し引かれます。
- 解約返還金額の計算方法については「注意喚起情報」P12 ⑥をご覧ください。

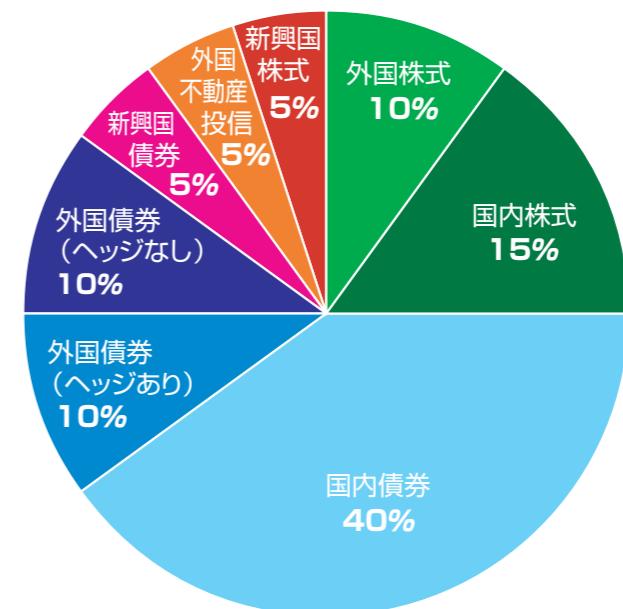
9 特別勘定の概要とその投資リスクは以下のとおりです

■特別勘定は、以下の投資信託を主たる投資対象として運用を行います。詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

特別勘定名称:世界8資産バランス型

投資信託の名称	DIAM世界アセットバランスファンド2VA（適格機関投資家限定）
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して、 年率0.2625%（税抜0.25%） の1/365を毎日控除します。
運用会社	DIAMアセットマネジメント株式会社
投資方針	国内外の株式および公社債、海外の不動産投資信託を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

資産別の基本配分割合



この保険では、特別勘定をグループ化し、特別勘定群として設定しています。なお、「プレミアステップ」に設定されている特別勘定群は、世界8資産バランス型のみで構成されている特別勘定群A02型です。（「プレミアステップ」をお申し込みされた際は、特別勘定群A02型を指定されたものとします。）

他の特別勘定群および特別勘定の詳細については、第一フロンティア生命ホームページ(<http://www.d-frontier-life.co.jp/>)の閲覧またはお客さまサービスセンター【裏表紙をご覧ください】への照会により、ご確認ください。

■この保険は、国内外の株式・債券や外国不動産投信などで運用しており、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは、すべてご契約者に帰属します。

主な投資リスクは以下のとおりです。

株価変動リスク	株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化などの影響を受け下落するリスクをいいます。一般に、株価が下落した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。
金利変動リスク	金利変動により債券価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円で下落(円高)になった場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。
信用リスク	株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。
不動産投資信託の価格変動リスク	景気、経済、社会情勢などの変化や、火災や自然災害などに伴う損害などにより、投資対象とする不動産の価値および当該不動産から得る収入が減少するリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。
新興国への投資リスク	新興国の経済状況は先進国経済に比較して脆弱である可能性があり、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高などの悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更などにより証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。一般に、このような場合、有価証券や為替相場が先進国より大きく変動し、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。

■特別勘定資産の評価方法は以下のとおりとします。ただし、この評価方法については将来変更することがあります。

運用対象	資産評価方法
国内外の株式および公社債	時価評価
国内外のその他の有価証券	時価評価
貸付金	原価法
コールローンおよび預貯金	原価法
為替予約、先物、オプション取引などのデリバティブ取引	評価差額を損益に計上

*外貨建資産および負債の換算方法については、期末時換算法によるものとします。

10 お客様にご負担いただく諸費用は、以下のとおりです

■この保険にかかる費用は、運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。ただし、契約日から10年未満の解約時などには、この他に別途「解約控除」がかかります。

運用期間中

すべてのご契約者にご負担いただく費用

項目	費用	時期
保険契約関係費 死亡給付金・年金原資の最低保証やご契約の締結・維持などに必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率2.73%	左記の年率の1/365を積立金から毎日控除します。
資産運用関係費※ 運用にかかる費用として、投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の資産総額に対して 年率0.2625% (税抜0.25%)	左記の年率の1/365を投資信託の信託財産から毎日控除します。

※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券の売買委託手数料および消費税などを間接的にご負担いただくことがあります。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は、2009年2月現在の数値であり、運用会社により今後変更される場合があります。

特定のご契約者にご負担いただく費用

項目	費用	時期
解約控除 契約日から10年未満の運用期間中に解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合にかかる費用です。	基本保険金額(減額の場合は減額する部分の基本保険金額)に経過年数別の解約控除率を乗じた金額 (注)解約控除率は下記【別表】参照	解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した時の積立金から控除します。

【別表】解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上
解約控除率	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	0.0%

年金受取期間中

年金支払開始日以後にご負担いただく費用

項目	費用	時期
保険契約関係費※ (年金管理費) 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 1.0%	年金支払開始日以後、年金支払日に控除します。

※年金額は、年金支払開始日以後、年金(死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。)の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2009年2月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金の年金払特約」および「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。



お客さまにご負担いただく諸費用について

この保険にかかる費用は、運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。ただし、契約日から10年未満の解約時などには、この他に別途「解約控除」がかかります。

運用期間中

項目	費用
保険契約関係費 死亡給付金・年金原資の最低保証やご契約の締結・維持などに必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.73%
資産運用関係費* 運用にかかる費用として、投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	信託報酬は、 投資信託の資産総額に対して 年率 0.2625% (税抜0.25%)
解約控除 契約日から10年未満の運用期間中に解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合にかかる費用です。	基本保険金額(減額の場合は減額する部分の基本保険金額)に経過年数別の解約控除率(7.0%~0.7%)を乗じた金額

*上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券の売買委託手数料および消費税などを間接的にご負担いただくことがあります。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は、2009年2月現在の数値であり、運用会社により今後変更される場合があります。

年金受取期間中

項目	費用
保険契約関係費*(年金管理費) 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して 1.0%

*年金額は、年金支払開始日以後、年金(死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。)の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2009年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金の年金払特約」および「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。



投資リスクについて

- この保険の積立金は、特別勘定で運用・管理されます。特別勘定は、実質的に国内外の株式・債券や外国不動産投信などを投資対象とするため、「株価の下落」「金利の上昇による債券価格の下落」「円高による外国通貨建資産価格の下落」などが基準価額の下落要因となります。
- 基準価額の下落は直接、積立金額、解約返還金額などに反映されるため、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、第一フロンティア生命または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずご一読いただき内容を十分にご確認ください。

1 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます

- お申込者またはご契約者（以下「お申込者など」といいます。）は、**ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払いいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内**（土日、祝祭日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、第一フロンティア生命あての書面（消印有効）での郵便によるお申出によりご契約の**お申込みの撤回またはご契約の解除**（以下「お申込みの撤回など」といいます。）をすることができます。
- お申込みの撤回などがあった場合、お払いいただいた金額をお申込者などに全額お返しいたします。
- ご契約の内容変更（特約の中途付加など）や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申込みの撤回などはできません。
- クーリング・オフ制度の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「クーリング・オフ制度について」をご覧ください。

2 告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、保険契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

3 保障の開始は以下のとおりとなります（保障の責任開始期）

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が**一時払保険料を受け取った時から、ご契約上の保障が開始されます。**
- 第一フロンティア生命は、第一フロンティア生命の責任が開始される日から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から**特別勘定による運用を開始します。**（保有口数の算出日は第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。）
- 第一フロンティア生命は、申込書をお客さまサービスセンターで受け付けた日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）から起算して2営業日以内に、保険契約のお申込みの諾否を決定します。この保険の契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。
- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。

保険料を銀行などからの借入金で調達した場合、運用実績によっては解約返還金などが借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借入れを前提としたお申込みはお取り扱いできません。

4 死亡給付金をお支払いできない場合があります

- 死亡給付金の免責事由に該当した場合（責任開始期の属する日から起算して**3年以内の自殺、保険契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき**など）
- 死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたときなど重大事由によりご契約が解除となった場合
- 詐欺または死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合

5 年金をお支払いできない場合があります

- 年金額が30万円に満たない場合。**この場合、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします。
- 年金の種類が死亡時保証金額付終身年金または10年保証期間付終身年金の場合、年金支払開始日における年金額が、同一の被保険者について、この保険の既契約およびその他の第一フロンティア生命の年金保険（年金の種類が確定年金である場合を除きます。）の**年金額を通算して3,000万円を超えることとなる場合**。この場合、その超える部分については年金の支払いを行わず、年金原資額のうち**その超える部分に対応する金額を、ご契約者にお支払いします。**
- 年金の免責事由に該当した場合（年金の種類が死亡時保証金額付終身年金で、年金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき）

6 ご契約後10年末満で解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合、解約控除が差し引かれます

- 解約返還金額は、契約日から解約日までの年数（以下「経過年数」といいます。）に基づき、つぎのとおり計算されます。（基本保険金額の減額をした場合の減額分の解約返還金額についても同様に計算されます。）

解約返還金額											
解約日末の積立金額－解約日末の基本保険金額×解約控除率（※）											
経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	0.0%

7 第一フロンティア生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス:<http://www.seihohogo.jp/>

8 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、詐欺による無効や責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺などの場合には給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかるらず、**いつたん解約した保険契約を元に戻すことはできません。**また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

9 特別勘定を廃止し、積立金を他の特別勘定に移転することができます

- ご契約者が指定した特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、第一フロンティア生命は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の運用方針を有する他の特別勘定に積立金を移転することができます。
- 特別勘定の廃止に伴う積立金の移転をするときには、その廃止日(移転日)の2か月前までに、ご契約者にその旨お知らせします。

10 お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります

- 戦争その他の変乱などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、その期間(以下「取引停止期間」といいます。)中、以下のとおり取り扱います。
- 保険契約のお申込みまたは「運用期間中年金支払移行特約」付加のお申込みについては、取引停止期間中は受付を行いません。既にお申込みを受け付けていた場合でも、そのお申込みはなかったものとして取り扱います。なお、その特別勘定資産の売買が再開された日から受付を開始します。
- 解約または基本保険金額の減額については、取引停止期間中もお申出の受付を行います。ただし、解約日(基本保険金額の減額の場合は減額日)はその特別勘定資産の売買が再開された日の翌営業日とします。(解約または減額が延期されます。)なお、その特別勘定資産の売買が再開された日までに、ご契約者よりお手続きの中止のお申出があった場合は、その請求がなかったものとして取り扱います。
- お手続きの停止、延期および取消しを行う場合、第一フロンティア生命の本社および各募集代理店において掲示または閲覧を行うとともに、第一フロンティア生命ホームページ(<http://www.d-frontier-life.co.jp/>)にてお知らせします。

11 税金のお取扱いは以下のとおりです

- ここに記載の税制上のお取扱いは2009年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認の上、ご自身の責任においてご判断ください。
- *ご契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関するお取扱いとなりますのでご注意ください。

ご契約時

- お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の生命保険料控除の対象となります。

*個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。

生命保険料控除の適用条件	契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡給付金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。
--------------	--

運用期間中

解約・減額時の差益に対する課税

解約・減額時の年金の種類	契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額
確定年金	20%源泉分離課税	所得税(一時所得※1)十住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金		所得税(一時所得※1)十住民税

死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
保険契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税※2※3
保険契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※1)十住民税
保険契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税※2

年金受取期間中

年金原資額の一括受取時の課税

所得税(一時所得※1)十住民税の対象となります。

*契約者と受取人が異なる場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

年金受取時の課税

年金の種類	年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
確定年金		所得税(一時所得※1)十住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	所得税(雑所得※4)十住民税	所得税(雑所得※4)十住民税

*契約者と受取人が異なる場合、年金受取開始時に別途、年金受給権の評価額に対して贈与税が課税されます。

死亡時保証金額受取時の課税

*死亡時保証金額は被保険者死亡時に年金受取人(年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人)に支払われます。

契約形態	契約例				課税の種類
	契約者	被保険者	年金受取人	後継年金受取人	
被保険者と年金受取人が別人の場合	A	B	A	—	所得税(一時所得※1)十住民税
被保険者と年金受取人が同一人の場合	A	A	A	B	相続税※3

※1 一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があります。

特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left(\frac{\text{収入}}{\text{受取額}} - \frac{\text{必要経費}}{\text{払込保険料}} - \frac{\text{特別控除}}{(50万円)} \right) \times \frac{1}{2}$$

※2 被保険者が死亡される前に死亡給付金の年金払特約が付加されており、年金で受け取る場合には、年金受取にかかる権利の評価額(相続税法第24条)が課税対象となります。なお、その後の年金については、雑所得の課税対象となります。

※3 受取人が被保険者の相続人の場合、「500万円×法定相続人の数」を限度として非課税枠(相続税法第12条)が適用されます。ただし、死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額には非課税枠は適用されません。

※4 雜所得としての課税対象は、つぎの算式で計算されます。

$$\text{雑所得の課税対象額} = \frac{\text{受取年金額} - \text{既払込保険料合計}}{\text{年金の受取総額} * \left(\begin{array}{l} \text{小数点第3位} \\ \text{以下切り上げ} \end{array} \right)}$$

*死亡時保証金額付終身年金の場合:年金原資額または年金受取総額見込額のいずれか大きい額、10年保証期間付終身年金の場合:年金受取総額見込額